

## 論文審査の結果の要旨

申請者氏名 小松 正之

---

本論文は、1991年から2003年まで13年間連続して国際捕鯨委員会（IWC）の政策決定に関与した申請者である小松正之氏（以下、申請者）が、鯨類等の持続的利用を推進するための新たな政策の立案とその実施に関する研究結果を記述したものである。

1982年にIWCは資源が豊富な鯨類を含め、商業捕鯨モラトリアムを採択した。これを見直すために、IWCは包括的資源調査評価（CA）を開始し、完了した。また資源を保全しながら捕獲枠を与える改訂管理方式（RMP）を科学委員会は1992年に完成したが、捕獲枠設定のための検討を行うという合意は履行されず、捕鯨が再開される兆しはない。

1991年8月以来申請者は、鯨類の持続的利用を目的に設立されたIWCの機能不全状況を是正するために、達成可能な政策を企画立案し、その政策を実施し、その実施結果を再検討し、政策を改善するシステムを確立した。企画立案された政策は、以下の3点に要約される。①IWC科学委員会・本会議運営の改善政策、②国連食料農業機関（FAO）、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（CITES、ワシントン条約）等国際機関との提携・活用政策、③IWC総会の日本開催推進等による国内理解の向上政策。

①申請者はまず、IWC科学委員会に参加する日本の科学者陣の力量と経験の向上のために、経験豊かな外国の研究者陣と日本の研究者陣の交流システムを立案し、実行に移した。さらに、1994年から申請者が議長となって、水産資源の持続的利用に関するシンポジウムを毎年開催した。その結果、持続的利用を志向する国々のIWC加入が促進され、かつ相互理解が深まった。発展途上の沿岸国は、沿岸域での鯨類による多量の魚介類の捕食を危惧しており、科学的情報に基づく管理をIWCを通じて進めたいので、彼らのIWC加盟を容易にすべく、申請者らは国連分担金方式を基にした新たな方式をIWCに導入することに努めた。また本会議のプレスへの開放を提案し、採択され、IWCの透明性が確保されるという成果を得た。

②FAO、CITES等との提携・活用政策として、申請者は、1995年FAOの技術的支援を得る枠組みを作成・実施し、さらに日本政府主催の「食料安全保障のための漁業の持続的貢献に関する国際会議」の開催を計画、これを政府が実施した。この会議は、鯨を含む複数種一括管理の導入、生態系の全部の要素を満遍なく利用すべきことなどを盛り込んだ京都宣言及び行動計画を採択した。また申請者は2001年FAO水産委員会において議長を務め、漁業と鯨類の相互作用に関する研究の推進を謳った報告書を採択することに成功した。CITESは、発展途上加盟国が多数を占める。1997年ジンバブエの第10回CITES締約国会議では、我が国提案の南氷洋ミンク鯨のダウンリスティング提案が賛成53対反対59と

過半数に迫る支持を得た。

③IWC 総会への国内理解の向上政策として、1993年に第45回IWC総会を28年ぶりに日本（京都）で開催し、2002年に第54回IWC総会を下関において開催した。日本におけるIWC総会開催によって、国内世論が盛り上がり、捕鯨の重要性が再認識されるという成果を得た。鯨類等の持続的利用については、法的根拠と科学的証拠を基本としつつ、日本と西洋の捕鯨と食についての歴史と文化の差異について分析し、主張することを新たな施策に取り入れることを試みた。すなわち、日本の捕鯨が鯨体完全利用を特徴としていること、感謝の行事を伝統的に保持していること、そうした文化的背景を持つ調査捕鯨の経験を生かした科学情報収集型捕鯨が未来捕鯨の原型となることを検証した。

オーストラリア・NZと日本とが対立し、意思決定ができない「みなみまぐろ保存委員会」(CCSBT)も機能不全の状況を呈していた。日本が1998年に自国の責任においてミナミマグロ資源が豊富であることの証明を目指した調査漁獲計画(EFP)を実施したところ、オーストラリアとNZは国連海洋法条約第15部に基づき仲裁に訴え、第1段階で我が国は事実上敗訴したが、日本は、2000年に国際仲裁裁判において逆転勝訴することができた。このように法的根拠と科学的証拠に基づく政策を立案・実施し、CCSBTのような機能不全の国際漁業機関を正常化することが可能である。本論文で示されたように、国際海洋水産資源の持続的利用推進政策の立案と実施の成果を教訓に、中長期政策を立案・実施することで、IWCでの状況改善が図られるものと考えられる。

以上、本論文は鯨類等の持続的利用を推進するための新たな政策の立案とその実施に関する結果を詳細に解析したものであり、国際的な動物資源の保全と持続的利用の発展に貢献する応用的学術価値の高いものである。よって審査委員一同は本論文が博士（農学）に値するものと認めた。